

学生アルバイト
社会人パートタイム労働者
外部資金有期雇用者 各位

人事部人事課

令和 7（2025）年分 年末調整について

標記の件につきまして、年末調整にかかる書類及び提出についてご案内をいたします。

対象となる方におかれては、下記のとおり必要書類を期日までにご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

(1) 令和 8 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下、「扶養控除申告書」）提出

<https://kanagawa-u.box.com/s/4wwcmjggebeyru2hofjov74b1kg1el7s>

対象者：次のいずれかの要件に該当する方

ただし、「扶養控除申告書」は 1 つの給与支払者にしか提出できないため、神奈川大学以外の事業所に提出する場合には、提出不要です。

【要件】

- ① 2026 年（対象期間：2026 年 1 月 1 日～12 月 31 日）中に、2 ヶ月以上※注¹ にわたって学内でアルバイトをする予定がある。
- ② 現在、学内で勤務をしていて、2026 年 1 月分給与が継続 3 ヶ月目にあたる。
（2025 年 11 月、12 月、2026 年 1 月と続けて支給がある。）

注 1）ここでいう 2 ヶ月とは暦日のことではなく、給与の支給が 2 ヶ月以上継続するかどうかで判断します。例えば、月 1 回の勤務が 10 月、11 月、12 月とあれば、継続しているとみなされます。

※令和 7 年分の扶養控除申告書について※

令和 7（2025）年において上記の要件に該当する場合で、令和 7 年分の扶養控除申告書の提出がお済みでない方はご提出ください。（上記要件を適宜 2025 年に読み替えてください）

令和 7 年分の扶養控除申告書が未提出の場合、年末調整を行えませんので、ご自身で確定申告を行ってください。

(2) 令和 7 年分 基礎控除申告書

提出対象者：

■10月23日時点で令和 7 年分の扶養控除申告書が提出されている方

⇒人事課から郵送いたします。

■10月24日以降に令和 7 年分の扶養控除申告書を提出予定の方

⇒下記よりダウンロードの上、令和7年扶養控除申告書とあわせてご提出ください

<https://kanagawa-u.box.com/s/4wwcmjggebeyru2hofjov74b1kg1el7s>

※2025 年の年末調整をするうえで必要となりますので、年末調整を希望される方は必ず期日までにご提出ください。

(3) 令和7年分 保険料控除申告書

「令和7年分 扶養控除申告書」を既に提出している方で生命保険料等の控除がある場合、「保険料控除申告書」は下記よりダウンロードし提出してください。

<https://kanagawa-u.box.com/s/4wwcmjgqebeyru2hofjov74b1kg1el7s>

(4) 前職の源泉徴収票【2025年中に本学に中途就職した方のみ】

税区分乙欄に○印があるものは合算できませんので、確定申告を行ってください。

2. 提出期限：2025年11月12日（水） 厳守

3. 提出先

- ・横 浜 キ ャ ン パ ス：人事課管理デスク（1号館2階）
- ・みなとみらいキャンパス：みなとみらい総務課
- ・中 山 キ ャ ン パ ス：事務室

4. その他

- ・令和7年分の扶養控除申告書を提出している場合も、令和8年分の扶養控除申告書の提出がない場合、令和8年1月からの月々の所得税率が高額になります。
- ・扶養控除申告書については、アルバイト・パート就業システムのトップページ（以下URL）の「各種様式ダウンロード」>「年末調整関係書類」から、取得可能です。

https://www.kanagawa-u.ac.jp/magistralstaff_menu/job_system/



以 上

<お問合せ先>

担当：人事部人事課 大野・枝川

TEL：045-481-5661（内線2086・2174）

Email：jinja-arbeit01@kanagawa-u.ac.jp